全ト協発第340号(環)
令和 8 年 10 月 20 日

各都道府県トラック協会会長　殿

公益社団法人　全日本トラック協会
会　長　　寺　岡　洋　一
(公 印 省 略)

令和８年度「アルコール関連問題啓発週間」について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、国土交通省物流・自動車局長より、令和８年度「アルコール関連問題啓発週間」の実施について、別紙のとおり依頼がありました。

アルコール健康障害対策基本法において、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、毎年 11 月 10 日から 11 月 16 日までを「アルコール関連問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとされております。

今般、厚生労働省より本週間の実施要綱が作成され、関係府省庁などを通じ本週間の実施について周知協力が求められました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知をお願いするとともに、本週間の実施にご協力いただきますようお願い申し上げます。

以上

参考：厚生労働省ホームページ
令和８年度における「アルコール関連問題啓発週間」の取組
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/newpage_00003.html

【本件に関する問い合わせ先】
公益社団法人　全日本トラック協会　交通・環境部
電話：０３－３３５４－１０４５　ＦＡＸ：０３－３３５４－１０１９